

風俗営業等事務取扱要綱の制定について（通達）

平成11年4月28日

福岡県警察本部内訓第18号

本部長

改正 平成12年4月21日本部内訓第22号

平成13年5月10日本部内訓第25号

平成13年8月28日本部内訓第50号

平成13年12月25日本部内訓第61号

平成17年4月1日本部内訓第12号

平成17年7月27日本部内訓第19号

平成18年4月27日本部内訓第12号

平成24年2月28日本部内訓第5号

平成24年7月6日本部内訓第19号

平成25年10月2日本部内訓第25号

平成28年3月14日本部内訓第13号

平成28年3月29日本部内訓第22号

平成28年6月21日本部内訓第31号

平成29年2月9日本部内訓第2号

令和元年12月13日本部内訓第37号

この度、「風俗営業等事務取扱要綱の制定について」（昭和61年福岡県警察本部内訓第11号）の全部を次のように改正し、4月28日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

この内訓は、風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び深夜における飲食店営業等（以下「風俗営業等」という。）に関する各種の申請及び届出、遊技機の認定及び型式の検定、報告・資料の提出要求、立入り、行政処分等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平28本部内訓31・本項一部改正）

第2 準拠

風俗営業等に関する事務処理については、次に掲げる法令その他別に定めがあるもののほか、

この内訓の定めるところによる。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和60年総理府令第1号。以下「内閣府令」という。)
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。)
- 5 少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)
- 6 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号)
- 7 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。)
- 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年福岡県条例第30号。以下「施行条例」という。)
- 9 福岡県警察関係手数料条例(平成12年福岡県条例第48号)
- 10 遊技料金の基準(昭和60年国家公安委員会告示第1号)

(平12本部内訓22・平28本部内訓31・令元本部内訓37・本項一部改正)

第3 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可等

1 風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る申請及び届出の受理手続

警察署長(以下「署長」という。)は、風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る申請及び届出の受理手続は、次により行うものとする。

(1) 申請

許可申請、相続承認申請、法人合併承認申請、法人分割承認申請、変更承認申請、許可証再交付申請、許可証書換え申請、認定申請及び認定証再交付申請(以下「許可申請等」という。)の受理は、次により行うこと。

ア 許可申請書(施行規則別記様式第1号又は別記様式第40号)、相続承認申請書(施行規則別記様式第6号)、合併承認申請書(施行規則別記様式第7号)、分割承認申請書(施行規則別記様式第8号)、変更承認申請書(施行規則別記様式第10号)、許可証再交付申請書(施行規則別記様式第5号)、許可証書換え申請書(施行規則別記様式第9号)、認定申請書(施行規則別記様式第13号又は別記様式第44号)又は認定証再交付申請書(施行規則別記様式第15号)の提出を受けたときは、必要事項の記載漏

れ及び必要な添付書類の有無等を確認し、所定の手数料を納付させてこれを受理する。

ただし、法第7条第5項（法第7条の2第3項及び第7条の3第3項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）並びに第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証書換え申請については、手数料を徴収しないこと。

イ アの規定による受理をしたときは、福岡県許可等事務管理システム（福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号）第2条第5号に規定する警察情報システムによる風俗営業等に係る許可等事務に係るシステムをいう。以下「システム」という。）にその旨の登録を行い、申請をした者に対し受付票（システムで作成した受付票をいう。以下同じ。）を交付する。

ウ 施行規則第1条第2項（第1号から第4号まで又は第6号に係る部分に限る。）の規定による申請書の提出を受理したときは、風俗営業許可申請書等の送付について（様式第1号）により、当該申請書及び添付書類を申請に係る営業所の所在地を管轄する署長に送付する。

エ ウの規定による送付を受けた署長は、風俗営業許可申請書等の受領について（様式第2号）を申請書の提出を受理した署長に送付する。

（2） 届出

変更届出並びに許可証（営業許可証（施行規則別記様式第3号）及び特定遊興飲食店営業許可証（施行規則別記様式第42号）をいう。以下同じ。）及び認定証（施行規則別記様式第14号及び別記様式第45号）の返納届出の受理は、次により行うこと。

ア 変更届出書（施行規則別記様式第11号）の提出又は許可証若しくは認定証の返納届出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無等を確認してこれを受理する。

イ アの規定による受理をしたときは、システムにその旨の登録を行い、届出をした者に対し受付票を交付する。

ウ 施行規則第1条第2項（第5号に係る部分に限る。）の規定による届出書の提出を受理したときは、風俗営業許可申請書等の送付についてにより、当該届出書及び添付書類を当該提出に係る営業所の所在地を管轄する署長に送付する。

エ 施行規則第18条後段（施行規則第86条において準用する場合を含む。）又は第23条第1項後段（施行規則第26条第3項、第91条及び第94条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証又は認定証の返納届出を受理したときは、風俗

営業許可申請書等の送付についてにより、当該許可証又は認定証に返納理由書（施行規則別記様式第12号）その他の関係書類を添付し、当該返納届出に係る営業所の所在地を管轄する署長に送付する。

オ ウ又はエの規定による送付を受けた署長は、風俗営業許可申請書等の受領についてをウの届出書の提出又はエの許可証若しくは認定証の返納届出を受理した署長に送付する。

2 風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る申請及び届出の処理手続

署長は、風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る申請及び届出の処理手続は、次により行うものとする。

（1） 許可申請

法第5条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可申請の処理は、次により行うこと。

ア 調査

（ア） 法第4条第1項第1号該当の有無の調査

内閣府令第1条第4号ハに掲げる書面により書面調査を行う。

（イ） 法第4条第1項第2号該当の有無の調査

次の区分により調査を行う。

a 日本人の場合は、本籍地の市区町村長に対して、身上調査について（照会）（様式第3号）により照会を行い、身上調査について（回答）（様式第4号）により回答を求める。

b 外国人の場合は、昭和以降の出生者にあつては福岡地方検察庁に、大正以前の出生者にあつては東京地方検察庁に対して、前科調査について（照会）（様式第5号）により照会を行い、前科調査について（回答）（様式第6号）により回答を求める。

（ウ） 法第4条第1項第3号該当の有無の調査

次のいずれかに該当する者ではないかについて、関係所属長に対して照会を行うほか、必要に応じ、家族又は知人等に対する聞き込み調査を行う。

a 施行規則第6条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為をした者で、かつ、暴力団等の構成員等

b 過去10年間に、施行規則第6条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為をした者で、当該行為の動機、背景、手段等及び日常の素行からみて強いぐ犯性が認められるもの

c 暴力団等の構成員等で、その暴力団等の他の構成員等の検挙状況等からみた当該組

織の性格により、強いぐ犯性が認められるもの

(エ) 法第4条第1項第4号該当の有無の調査

関係所属長に対して照会を行うとともに、必要な調査を行う。

(オ) 法第4条第1項第5号該当の有無の調査

内閣府令第1条第4号ロに掲げる書面等により判断する。

(カ) 法第4条第1項第6号から第9号までの該当の有無の調査

生活安全部生活保安課長（以下「生活保安課長」という。）に対して、行政処分歴の有無の照会を行う。

(キ) 法第4条第1項第10号該当の有無の調査

内閣府令第1条第4号イに掲げる書面及び民法（明治29年法律第89号）第6条の規定に基づき営業の許可を受けていることを証する書面等により書面調査を行う。

(ク) 法第4条第1項第11号該当の有無の調査

法人の役員について、（ア）から（カ）までの規定に準じた調査を行う。

(ケ) 法第4条第2項第1号及び第2号該当の有無の調査

福岡県風俗環境浄化協会（以下「浄化協会」という。）に調査を依頼して行う。

(コ) 法第4条第2項第3号該当の有無の調査

許可申請書及び添付書類により管理者の選任の有無について書面調査を行う。

(サ) 法第4条第3項該当の有無の調査

a 従前の営業所が滅失した事由の調査については、許可申請書に記載された廃止の事由を確認して添付書類により書面調査を行うほか、関係行政機関等に照会を行い従前の営業所が滅失した事由が申請者本人の責めに帰することができないものであることを確認する。

b 営業所の滅失により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を廃止した日から当該申請までに至る期間の調査については、許可申請書に記載されている廃止年月日を基に、当該営業所に係る返納理由書等により、当該申請が滅失した営業所に係る風俗営業又は特定遊興飲食店営業の廃止の日から起算して5年を経過していないことを確認する。

(シ) 法第4条第3項第2号、第3号及び第4号該当の有無の調査

浄化協会に調査を依頼して行う。

(ス) 法第4条第4項該当の有無の調査

営業所に設置される遊技機について書面調査を行うとともに、当該営業所に設置さ

れた遊技機が申請に係る遊技機であるかどうかについて確認する。

(セ) 法第24条第2項該当の有無の調査

内閣府令第1条第4号イに掲げる書面及び内閣府令第1条第10号ハに掲げる書面等により書面調査を行うほか、(ア)から(エ)まで及び(カ)の規定に準じた調査を行う。

イ 許可証の交付等

(ア) 法第3条第1項の許可をしたときは、申請者にその旨を通知するとともに、営業許可証及び風俗営業管理者証（施行規則別記様式第4号）を交付し、受領書（様式第7号）を徴するとともに、風俗営業等管理者証管理簿（様式第8号）を作成し、システムにその旨の登録を行う。

(イ) 法第31条の22の許可をしたときは、申請者にその旨を通知するとともに、特定遊興飲食店営業許可証及び特定遊興飲食店営業管理者証（施行規則別記様式第43号）を交付し、受領書を徴するとともに、風俗営業等管理者証管理簿を作成し、システムにその旨の登録を行う。

ウ 不許可の通知

法第5条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による通知は、不許可通知書（様式第9号）により行う。

なお、不許可通知書を交付したときは、申請者から受領書を徴すること。

(2) 相続承認申請

法第7条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による相続承認申請の処理は、次により行うこと。

ア 調査

法第4条第1項各号該当の有無の調査は、(1)のアの(ア)から(キ)までの規定に準じて行う。

なお、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が、風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の相続人であるときは、その法定代理人についても(1)のアの(ア)から(カ)までの規定に準じた調査を行うこと。

イ 相続の承認等の通知

施行規則第16条第1項の規定による通知は承認通知書（様式第10号）により、同条第2項の規定による通知は不承認通知書（様式第11号）により行う。

なお、承認通知書又は不承認通知書を交付したときは、申請者から受領書を徴するこ

と。

(3) 法人合併承認申請

法第7条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による法人合併承認申請の処理は、次により行うこと。

ア 調査

(ア) 法第4条第1項第1号から第9号までの該当の有無の調査

合併後存続し、又は合併により設立される法人の役員就任予定者について、(1)のアの(ア)から(カ)までの規定に準じた調査を行う。

(イ) 合併事実の調査

法人合併承認申請に係る合併が実際に行われるかどうかについて、合併契約書の写し等により確認する。

イ 合併の承認等の通知

施行規則第16条第1項の規定による通知は承認通知書により、同条第2項の規定による通知は不承認通知書により行う。

なお、承認通知書又は不承認通知書を交付したときは、申請者から受領書を徴すること。

(4) 法人分割承認申請

法第7条の3第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による法人分割承認申請の処理は、次により行うこと。

ア 調査

(ア) 法第4条第1項第1号から第9号までの該当の有無の調査

分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の役員就任予定者について、(1)のアの(ア)から(カ)までの規定に準じた調査を行う。

(イ) 分割事実の調査

法人分割承認申請に係る分割が実際に行われるかどうかについて、分割計画書の写し等により確認する。

イ 分割の承認等の通知

施行規則第16条第1項の規定による通知は承認通知書により、同条第2項の規定による通知は不承認通知書により行う。

なお、承認通知書又は不承認通知書を交付したときは、申請者から受領書を徴すること。

(5) 変更承認申請

法第9条第1項（法第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による変更承認申請の処理は、次により行うこと。

ア 調査

（ア） 法第4条第2項第1号該当の有無の調査は、浄化協会に依頼して行う。

（イ） 法第3条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が付した条件に適合しているかどうかについては、現地調査を行い確認する。

（ウ） 法第4条第4項該当の有無の調査は、営業所に設置される遊技機について書面調査を行うとともに、当該営業所に設置された遊技機が申請に係る遊技機であるかどうかについて確認する。

イ 変更の承認等の通知

施行規則第22条において準用する施行規則第16条第1項の規定による通知は承認通知書により、施行規則第22条において準用する施行規則第16条第2項の規定による通知は不承認通知書により行う。

なお、承認通知書又は不承認通知書を交付したときは、申請者から受領書を徴すること。

(6) 許可証再交付申請

法第5条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証再交付申請の処理は、許可証再交付申請書及び添付書類によりその事実を確認し、相違ないと認めた場合に限り、次により行うこと。

ア 申請者に新たな許可証を交付し、受領書を徴するとともに、システムにその旨の登録を行う。

イ 許可証には、旧許可証の許可番号及び許可年月日を記載する。

(7) 許可証書換え申請

法第7条第5項（法第7条の2第3項及び第7条の3第3項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）並びに第31条の23において準用する場合を含む。）及び第9条第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証書換え申請の処理は、許可証書換え申請書及び添付書類によりその事実を確認し、相違ないと認めた場合に限り、次により行うこと。

ア 申請者に新たな許可証を交付し、受領書を徴するとともに、システムにその旨の登録

を行う。

イ 許可証には、旧許可証の許可番号及び許可年月日並びに書換え事項を記載する。

(8) 変更届出

法第9条第3項（法第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による変更届出の処理は次により行い、システムにその旨の登録を行うこと。

ア 変更の内容が法人の代表者又は役員の変更であるときは、（1）のアの（ア）から（オ）までの規定に準じた調査を行う。

イ 変更の内容が管理者の変更であるときは、（1）のアの（ス）の規定に準じた調査を行い、風俗営業管理者証又は特定遊興飲食店営業管理者証を交付し、受領書を徴するとともに、風俗営業等管理者証管理簿を作成する。

ウ 変更の内容が、ア及びイ以外の変更であるときは、変更届出書及び添付書類により書面調査を行う。この場合において、必要に応じ現地調査を行い確認すること。

(9) 許可証の返納

法第7条第6項並びに第10条第1項及び第3項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納を受けたときは、返納理由書等によりその事実を確認した後、システムにその旨の登録を行うこと。

(10) 認定申請

法第10条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の処理は、次により行うこと。

ア 調査

（ア） 法第4条第2項第1号該当の有無の調査

浄化協会に調査依頼して行う。

（イ） 法第10条の2第1項第1号該当の有無の調査

申請営業所に係る許可事実を風俗営業者台帳又は特定遊興飲食店営業者台帳で10年以上経過していることを確認する。

（ウ） 法第10条の2第1項第2号該当の有無の調査

生活保安課長に対して、行政処分歴の有無の照会を行う。

（エ） 法第10条の2第1項第3号該当の有無の調査

浄化協会に対して、管理者講習受講の有無の照会を行い、受講の事実がある場合は申請者から受講証明書の写しの提出を受ける。

イ 認定証の交付

法第10条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定をしたときは、申請者に認定証を交付し、受領書を徴するとともに、システムにその旨の登録を行う。

ウ 不認定の通知

法第10条の2第4項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による通知は、不認定通知書（様式第12号）により行う。

なお、不認定通知書を交付したときは、申請者から受領書を徴すること。

（11） 認定証再交付申請

法第10条の2第5項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証再交付申請の処理は、認定証再交付申請書及び添付書類によりその事実を確認し、相違がないと認めた場合に限り、次により行うこと。

ア 申請者に新たな認定証を交付し、受領書を徴するとともに、システムにその旨の登録を行う。

イ 認定証には、旧認定証の認定番号及び認定年月日を記載する。

（12） 認定証の返納

法第10条の2第7項及び第9項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の返納を受けたときは、返納理由書等によりその事実を確認した後、システムにその旨の登録を行うこと。

3 上申

署長は、許可、承認及び認定について疑義があるもの又は次のいずれかに該当するものについては、風俗営業許可申請等上申書（様式第13号）に許可申請書等を添えて、生活保安課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

（1） 法第3条第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件の付加及び変更に関するもの

（2） 法第4条第1項、第2項及び第4項（これらの規定を法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による不許可に相当するもの

（3） 法第7条第3項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による相続の不承認に相当するもの

（4） 法第7条の2第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による法人合併の不承認に相当するもの

（5） 法第7条の3第2項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定に

よる法人分割の不承認に相当するもの

(6) 法第10条の2第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の不認定に相当するもの

(平13本部内訓25・平13本部内訓61・平17本部内訓19・平18本部内訓12・平24本部内訓5・平24本部内訓19・平28本部内訓31・令元本部内訓37・本項一部改正)

第4 遊技機の認定及び型式の検定

1 認定

法第20条第2項の規定による遊技機の認定申請の受理手続等は、次により行うものとする。

(1) 受理

署長は、遊技機規則第1条第1項の規定による認定申請書(遊技機規則別記様式第1号)の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無等を確認し、所定の手数料を納付させてこれを受理するとともに、システムにその旨の登録を行い、申請を行った者に対し受付票を交付すること。

(2) 調査

署長は、認定申請書を受理したときは、申請に係る遊技機の設置事実の確認及び施行規則第8条に規定する基準に該当しているかどうかについての調査をし、遊技機認定調査結果報告書(様式第14号)に当該認定申請書及び添付書類を添えて生活保安課長に報告すること。

(3) 審査

生活保安課長は、(2)の規定による報告を受けたときは、遊技機認定台帳(様式第15号)に所定事項を記載し、施行規則第8条に規定する基準に該当しているかどうかについて審査を行い、認定通知書(遊技機規則別記様式第6号)又は不認定通知書(遊技機規則別記様式第7号)を当該報告をした署長に送付すること。

(4) 通知

署長は、(3)の規定による送付を受けたときは、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付し、受領書を徴するとともに、当該受領書を生活保安課長に送付すること。

2 型式の検定

生活保安課長は、法第20条第4項の規定による遊技機の型式の検定申請の受理手続等は、次により行うものとする。

(1) 受理

遊技機規則第7条第1項の規定による検定申請書（遊技機規則別記様式第9号）の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無等を確認し、所定の手数料を納付させてこれを受理すること。

(2) 審査

検定申請書を受理したときは、型式検定台帳（様式第16号）に所定事項を記載し、遊技機規則第6条に規定する技術上の規格に適合しているかどうかについて審査を行うこと。この場合において、当該審査のみによっては判断することができないと認めるときは、法第20条第5項に規定する指定試験機関に対し、再試験命令書（遊技機規則別記様式第15号）により再試験を命ずること。

(3) 通知

遊技機規則第9条第1項の規定による通知は検定通知書（甲）（遊技機規則別記様式第16号）により、同条第2項の規定による通知は検定通知書（乙）（遊技機規則別記様式第17号）により行うこと。

なお、検定通知書（甲）又は検定通知書（乙）を交付したときは、申請者から受領書を徴するものとする。

3 認定及び型式の検定の取消し

認定及び型式の検定の取消しは、次により行うものとする。

(1) 上申

署長は、遊技機規則第5条の規定による認定の取消し又は遊技機規則第11条第1項の規定による型式の検定の取消しを行う必要があると認めるときは、認定等取消上申書（様式第17号）に関係書類等を添えて、生活保安課長を経由して公安委員会に上申すること。

(2) 審査

生活保安課長は、(1)の規定による上申があったときは、上申書類等により審査を行うこと。

なお、審査のため必要があるときは、上申した署長に補充調査を依頼するものとする。

(3) 通知

生活保安課長は、認定の取消しの決定があったときは認定取消通知書（遊技機規則別記様式第8号）により、型式の検定の取消しの決定があったときは検定取消通知書（遊技機規則別記様式第19号）により被処分者に通知すること。

なお、認定取消通知書又は検定取消通知書を交付したときは、被処分者から受領書を徴

するものとする。

(平 1 8 本部内訓 1 2 ・ 平 2 4 本部内訓 5 ・ 平 2 8 本部内訓 3 1 ・ 本項一部改正)

第 5 管理者の解任勧告

1 上申

署長は、法第 2 4 条第 5 項（法第 3 1 条の 2 3 において準用する場合を含む。）の規定による勧告を行う必要があると認めるときは、管理者解任勧告上申書（様式第 1 8 号）に関係書類を添えて、生活保安課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 審査

生活保安課長は、1 の規定による上申があったときは、上申書類等により審査を行うものとする。

なお、審査のため必要があるときは、当該上申をした署長に補充調査を依頼するものとする。

3 勧告

生活保安課長は、勧告の決定があったときは、1 の規定による上申をした署長を経由して、管理者解任勧告書（様式第 1 9 号）により営業者に勧告し、受領書を徴するものとする。

(平 1 8 本部内訓 1 2 ・ 平 2 4 本部内訓 5 ・ 平 2 8 本部内訓 3 1 ・ 本項一部改正)

第 6 性風俗関連特殊営業に係る届出

1 営業開始の届出

署長は、法第 2 7 条第 1 項、第 3 1 条の 2 第 1 項、第 3 1 条の 7 第 1 項、第 3 1 条の 1 2 第 1 項及び第 3 1 条の 1 7 第 1 項に規定する届出の受理手続等は、次により行うものとする。

(1) 受理

営業開始届出書（店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（施行規則別記様式第 1 7 号）、無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（施行規則別記様式第 2 5 号）、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書（施行規則別記様式第 3 1 号）、店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（施行規則別記様式第 3 4 号）又は無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（施行規則別記様式第 3 7 号）をいう。（2）において同じ。）の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び添付書類の有無等を確認し、所定の手数料を納付させてこれを受理するとともに、システムにその旨の登録を行い、届出をした者に対し受付票を交付すること。

(2) 届出確認書等の交付

営業開始届出書を受理したときは、届出確認書（店舗型性風俗特殊営業届出確認書（施

行規則別記様式第 2 1 号)、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書(施行規則別記様式第 2 9 号)、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書(施行規則別記様式第 3 3 号)、店舗型電話異性紹介営業届出確認書(施行規則別記様式第 3 6 号)又は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書(施行規則別記様式第 3 9 号)をいう。以下同じ。)を営業の種別に応じ届出をした者に交付し、受領書を徴すること。ただし、店舗型性風俗特殊営業の営業所が法第 2 8 条第 1 項若しくは施行条例第 1 1 条に規定する区域若しくは地域にあるとき又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所が法第 2 8 条第 1 項若しくは施行条例第 1 6 条に規定する区域若しくは地域にあるときは、届出確認書を交付せず、届出確認書不交付通知書(施行規則別記様式第 2 2 号)を当該届出をした者に交付し、受領書を徴すること。

2 廃止等の届出

署長は、法第 2 7 条第 2 項(法第 3 1 条の 1 2 第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 3 1 条の 2 第 2 項(法第 3 1 条の 7 第 2 項及び第 3 1 条の 1 7 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する届出の受理手続等は、次により行うものとする。

(1) 廃止届出書の受理

廃止届出書(施行規則別記様式第 1 8 号又は別記様式第 2 6 号)の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び添付書類の有無等を確認し、これを受理するとともに、システムにその旨の登録を行い、届出をした者に対し受付票を交付すること。

(2) 変更届出書の受理

変更届出書(施行規則別記様式第 1 9 号又は別記様式第 2 7 号)の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び添付書類の有無等を確認し、所定の手数料を納付させてこれを受理するとともに、システムにその旨の登録を行い、届出をした者に対し受付票を交付すること。

(3) 届出確認書の交付

1 の(2)の規定は、(2)の変更届出書を受理した場合の届出確認書の交付について準用する。

(4) 送付

ア (1)の廃止届出書又は(2)の変更届出書が施行規則第 1 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに該当するときは、風俗営業許可申請書等の送付についてにより、当該廃止届出書又は変更届出書に関係書類を添付し、届出に係る営業所の所在地を管轄する署長に送付すること。

イ アの規定による送付を受けた署長は、風俗営業許可申請書等の受領についてを(1)

の廃止届出書又は（２）の変更届出書の提出を受けた署長に送付すること。

3 届出確認書の再交付申請

署長は、施行規則第４５条（施行規則第５５条第２項、第６１条第２項、第６６条第２項及び第７２条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申請の受理手続等は、次により行うものとする。

（１） 受理

届出確認書再交付申請書（施行規則別記様式第２３号）の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び添付書類の有無等を確認し、所定の手数料を納付させてこれを受理するとともに、システムにその旨の登録を行い、申請をした者に対し受付票を交付すること。

（２） 届出確認書の交付

届出確認書再交付申請書を受理したときは、申請に係る届出確認書を申請をした者に再交付し、受領書を徴すること。

（平１８本部内訓１２・平２４本部内訓５・平２８本部内訓３１・本項一部改正）

第７ 深夜における酒類提供飲食店営業の届出

1 営業開始の届出

署長は、法第３３条第１項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（施行規則別記様式第４７号）の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び添付書類の有無等を確認してこれを受理するとともに、システムにその旨の登録を行い、届出をした者に対し受付票を交付すること。

2 廃止等の届出

署長は、法第３３条第２項に規定する届出の受理手続等は、次により行うこと。

（１） 受理

廃止届出書（施行規則別記様式第１８号）又は変更届出書（施行規則別記様式第１９号）の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び添付書類の有無等を確認し、これを受理するとともに、システムにその旨の登録を行い、届出をした者に対し受付票を交付すること。

（２） 送付

ア （１）の廃止届出書又は変更届出書が施行規則第１条第２項第１０号に該当するときは、風俗営業許可申請書等の送付についてにより、当該廃止届出書又は変更届出書に係る書類を添付し、届出に係る営業所の所在地を管轄する署長に送付すること。

イ アの規定による送付を受けた署長は、風俗営業許可申請書等の受領についてを（１）

の廃止届出書又は変更届出書の提出を受けた署長に送付すること。

(平 1 8 本部内訓 1 2 ・ 平 2 4 本部内訓 5 ・ 平 2 8 本部内訓 3 1 ・ 本項一部改正)

第 8 報告又は資料の提出の要求

1 上申

署長は、法第 3 7 条第 1 項に規定する報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、報告・資料提出要求上申書（様式第 2 0 号）に関係書類を添えて、生活保安課長を経由して公安委員会に上申するものとする。

2 審査

生活保安課長は、1 の規定による上申があったときは、上申書類等により審査を行うものとする。

なお、審査のため必要があるときは、上申した署長に補充調査を依頼するものとする。

3 送付

生活保安課長は、報告又は資料の提出を求める必要があると認めたときは、報告・資料提出要求書（様式第 2 1 号）を上申した署長に送付するものとする。

4 要求手続等

署長は、報告又は資料の提出を要求するときは、報告・資料提出要求書を営業者等に交付し、報告又は資料の提出を受けたときは、営業者等から報告・資料提出書（様式第 2 2 号）を徴するものとする。

なお、返還を要する資料については、預り書（様式第 2 3 号）を交付し、返還を要しない資料については、所有権放棄書（様式第 2 4 号）を徴するものとする。

5 資料の返還

署長は、提出を受けた資料を返還したときは、交付した預り書下欄の受領書を作成させ、当該預り書の返納を受けるものとする。

6 結果報告

署長は、報告又は資料の提出の要求結果を報告・資料提出要求結果報告書（様式第 2 5 号）により生活保安課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(平 1 8 本部内訓 1 2 ・ 平 2 4 本部内訓 5 ・ 平 2 8 本部内訓 3 1 ・ 本項一部改正)

第 9 立入り

1 立入りをを行う者の指定

生活保安課長又は署長（以下「署長等」という。）は、立入りをを行う警察職員として、生活安全部生活保安課（以下「生活保安課」という。）の警察職員及び警察署において生活保

安課の分掌事務を所掌する課の警察職員を指定する。

2 身分証明書の交付等

署長等は、立入りをを行う警察職員に、身分証明書（施行規則別記様式第49号）を交付するとともに、風俗営業等身分証明書交付簿（様式第26号）に所定事項を記載するものとする。

なお、身分証明書の交付を受けた者が身分証明書を亡失し、又は滅失したときは、その事実を確認して身分証明書を再交付することができる。

3 計画の策定及び結果の報告

(1) 立入りを実施しようとする者は、その都度、立入実施計画・結果報告書（様式第27号）により、生活保安課の課長補佐（営業担当）又は警察署において生活保安課の分掌事務を所掌する課の長（以下「生活安全課長等」という。）に報告するものとする。

(2) 立入りを実施した者は、その都度、その結果を立入実施計画・結果報告書により生活安全課長等に報告するものとする。

(3) 生活安全課長等は、立入りを実施した結果については、一月分を取りまとめ、署長等に報告するものとする。

（平18本部内訓12・平24本部内訓5・平25本部内訓25・平28本部内訓31・本項一部改正）

第10 行政処分

1 上申

営業所の所在地を管轄する署長は、行政処分の上申手続は、次により行うものとする。

(1) 指示及び措置命令

法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の10、第31条の11第2項、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示又は措置命令を行う必要があると認めるときは、行政処分上申管理簿（様式第28号）に所定事項を記載し、指示処分等上申書（様式第29号）に関係書類を添えて、生活保安課長を経由して公安委員会に上申すること。

(2) 営業停止等

法第8条（法第31条の23において準用する場合を含む。）、第26条、第30条、第31条の5第1項若しくは第2項、第31条の6第2項第2号若しくは第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第

2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による許可の取消し、営業の停止又は営業の廃止（以下「営業停止等」という。）を行う必要があると認めるときは、行政処分上申管理簿に所定事項を記載し、行政処分（営業停止等）上申書（様式第30号）に関係書類を添えて、生活保安課長を経由して公安委員会に上申すること。

2 審査

生活保安課長は、1の規定による上申があったときは、行政処分該当事案管理表（様式第31号）に所定事項を記載し、上申書類等により審査を行うものとする。

なお、審査のため必要があるときは、上申した署長に補充調査を依頼するものとする。

3 交付

生活保安課長は、指示、措置命令又は営業停止等の決定があったときは、上申した署長を経由して、指示書（様式第32号）、措置命令書（様式第33号）又は行政処分通知書（様式第34号）を被処分者に交付するものとする。

4 交付の措置

署長は、指示書、措置命令書又は行政処分通知書を被処分者に交付したときは、受領書を徴するとともに、当該受領書を生活保安課長に送付するものとする。

5 所轄庁に対する通知

生活保安課長は、法第42条の規定による通知は、飲食店営業等の営業停止に関する通知について（様式第35号）により行うものとする。

6 行政処分事由該当事案の通報

署長は、管轄区域外に所在する風俗営業等の営業所に係る指示、措置命令又は営業停止等に該当する事案を認知したときは、行政処分事由該当事案通報書（様式第36号）に関係書類を添えて、当該営業所の所在地を管轄する署長に通報するものとする。

なお、当該営業所が他の都道府県（方面）警察の管轄区域内に所在するときは、生活保安課長に送付すること。

（平13本部内訓50・平18本部内訓12・平24本部内訓5・平28本部内訓31・
本項一部改正）

第11 標章の貼付け等

1 標章の貼付け

署長は、法第31条第1項の規定による標章の貼付けは、被処分者等を立ち合わせて行うものとする。

2 標章除去申請

法第31条第2項又は第3項の規定による標章除去申請の受理手続等は、次により行うものとする。

(1) 受理

署長は、標章除去申請書（施行規則別記様式第24号）の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無等を確認してこれを受理するとともに、標章除去申請処理簿（様式第37号）に所定事項を記載すること。

(2) 上申

署長は、標章除去申請書を受理したときは、標章除去上申書（様式第38号）に関係書類を添えて、生活保安課長を経由して公安委員会に上申すること。

(3) 審査

生活保安課長は、(2)の規定による上申があったときは、上申書類等により審査を行うこと。

なお、審査のため必要があるときは、上申した署長に補充調査を依頼するものとする。

(4) 通知

生活保安課長は、標章除去の決定があったときは、その旨を上申した署長に通知すること。

(5) 除去

署長は、(4)の規定による通知を受けたときは、申請者等を立ち会わせて標章を除去すること。

（平18本部内訓12・平24本部内訓5・平28本部内訓31・本項一部改正）

第12 少年指導委員、風俗環境保全協議会及び風俗環境浄化協会の運用等

1 少年指導委員

法第38条に規定する少年指導委員の委嘱及び運用に関する事項は、生活安全部少年課長が処理するものとする。

2 風俗環境保全協議会

法第38条の4に規定する風俗環境保全協議会の設置、委員の委嘱等風俗環境保全協議会の運用に関する事項は、生活保安課長が処理するものとする。

3 風俗環境浄化協会

法第39条に規定する風俗環境浄化協会の指定及び運用に関する事項は、生活保安課長が処理するものとする。

(平 1 8 本部内訓 1 2 ・平 2 4 本部内訓 5 ・平 2 8 本部内訓 3 1 ・本項一部改正)

第 1 3 風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の団体の届出

1 受理

署長は、法第 4 4 条第 1 項の規定による団体の届出に関する書類の提出を受けたときは、その内容を確認してこれを受理するとともに、生活保安課長に送付するものとする。

2 整理及び保管

生活保安課長は、団体の届出に関する書類を整理の上保管するものとする。

3 指導

生活保安課長は、届出団体の実態を把握するとともに、必要な指導を行うものとする。

(平 1 8 本部内訓 1 2 ・平 2 4 本部内訓 5 ・平 2 8 本部内訓 3 1 ・本項一部改正)

第 1 4 許可証等の管理

1 生活保安課長は、業務の性質上必要があると認めるときは、公印を押印した許可証等をあらかじめ警察署に配布しておくものとする。

2 署長は、1 の許可証等の受払いについては、風俗営業許可証等受払簿（様式第 3 9 号）により管理するものとする。

(平 2 8 本部内訓 3 1 ・本項追加)

第 1 5 報告

署長は、風俗営業等の許可又は届出状況等を別に定めるところにより各月ごとに取りまとめ、翌月の 5 日までに警察本部長に報告するものとする。

(平 2 8 本部内訓 3 1 ・旧 1 4 項を繰下)

第 1 6 関係書類の保存

1 生活保安課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
遊技機認定台帳	遊技機認定台帳	長期
型式検定台帳	型式検定台帳	
行政処分該当事案管理台帳（風俗営業）	行政処分該当事案管理表	
風俗営業等身分証明書交付簿	風俗営業等身分証明書交付簿	継（用廃）
報告・資料提出要求上申書編集簿	報告・資料提出要求上申書	5 年
	報告・資料提出要求結果報告書	

遊技機認定申請書編集簿	遊技機認定調査結果報告書	3 年
	認定申請書（遊技機規則別記様式第 1 号）	
	受領書	
	認定等取消上申書	
型式検定申請書編集簿	検定申請書	
	受領書	
	認定等取消上申書	
風俗営業許可申請等上申書編集簿	風俗営業許可申請等上申書	1 年
管理者解任勧告上申書編集簿	管理者解任勧告上申書	
立入実施計画・結果報告書編集簿	立入実施計画・結果報告書	
指示処分上申書編集簿	指示処分等上申書	
行政処分（営業停止等）上申書編集簿	行政処分（営業停止等）上申書	
標章除去上申書編集簿	標章除去上申書	
	標章除去申請書	

2 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
行政処分上申管理簿	行政処分上申管理簿	長期
標章除去申請処理簿	標章除去申請処理簿	
風俗営業者台帳	許可申請書（施行規則別記様式第 1 号）	継（1 年）
	相続承認申請書	
	合併承認申請書	
	分割承認申請書	
	変更承認申請書	
	許可証再交付申請書	
	許可証書換え申請書	
	認定申請書（施行規則別記様式第 1 3 号）	
	認定証再交付申請書	
	変更届出書（施行規則別記様式第 1 1 号）	
	身上調査について（回答）	
	前科調査について（回答）	

	受領書	
性風俗関連特殊営業台帳	店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書	
	無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書	
	映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書	
	店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書	
	無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書	
	届出確認書再交付申請書	
	変更届出書（施行規則別記様式第19号）	
	変更届出書（施行規則別記様式第27号）	
特定遊興飲食店営業者台帳	許可申請書（施行規則別記様式第40号）	
	相続承認申請書	
	合併承認申請書	
	分割承認申請書	
	変更承認申請書	
	許可証再交付申請書	
	許可証書換え申請書	
	認定申請書（施行規則別記様式第44号）	
	認定証再交付申請書	
	変更届出書（施行規則別記様式第11号）	
	身上調査について（回答）	
	前科調査について（回答）	
	受領書	
深夜酒類提供飲食店営業台帳	深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書	
	変更届出書（施行規則別記様式第19号）	
風俗営業等管理者証管理台帳	風俗営業等管理者証管理簿	
風俗営業等身分証明書交付簿	風俗営業等身分証明書交付簿	継（用廃）
報告・資料提出要求上申書編集簿	報告・資料提出書	5年
	預り書	
	所有権放棄書	

風俗営業許可証返納簿	返納理由書	
	営業許可証	
	認定証（施行規則別記様式第 1 4 号）	
特定遊興飲食店営業許可証返納簿	返納理由書	
	特定遊興飲食店営業許可証	
	認定証（施行規則別記様式第 4 5 号）	
風俗営業許可証等受払簿	風俗営業許可証等受払簿	
風俗営業許可申請書等の送付・受領書 編集簿	風俗営業許可申請書等の送付について	1 年
	風俗営業許可申請書等の受領について	
性風俗関連特殊営業廃止届出台帳	廃止届出書（施行規則別記様式第 1 8 号）	
	廃止届出書（施行規則別記様式第 2 6 号）	
	店舗型性風俗特殊営業届出確認書	
	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書	
	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書	
	店舗型電話異性紹介営業届出確認書	
	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書	
深夜酒類提供飲食店営業廃止届出台帳	廃止届出書（施行規則別記様式第 1 8 号）	
立入実施計画・結果報告書編集簿	立入実施計画・結果報告書	
行政処分事由該当事案通報書編集簿	行政処分事由該当事案通報書	

（平 2 8 本部内訓 3 1 ・本項追加）